令和６年１月１日

徳管協情報９

徳島県小中学校管理職員協議会
〒770-0003 徳島市北田宮 1-8-68 県教育会館内
TEL 088-633-1101　FAX 088-633-1124
E-mail tkk1101@estate.ocn.ne.jp
URL http://tkk1101.server-shared.com/

謹賀新年　令和６年（２０２４）

徳管協会員の皆様に，心より新年のご祝辞を申しあげます。

旧年中は徳島県小中学校管理職員協議会の活動に対しまして格別のご理解とご支援を賜り，誠にありがとうございました。本団体は管理職員の身分保障及び処遇改善等の地位向上のため，継続した要請活動に取り組んでいます。

働き方改革や安定した質の高い学校職員の確保，管理職員の経験を活かした定年延長制の在り方や退職後の雇用拡大などが模索される中，様々な教育課題に向き合う管理職員の更なる学校経営力が今求められています。

徳管協はこれからも県民の皆さまからの信頼や期待に応えるべく「郷土の未来を担う人財の育成」を目指し，そのリーダーとして行動する教育管理職員の団体として，これからも活動して参ります。本年もご指導ご鞭撻のほど　よろしくお願い申しあげます。

令和６年　元旦

徳島県小中学校管理職員協議会　会長　近 藤　太

令 和 ５ 年 度 徳 管 協 の 主 な 活 動

■理事会①５月２日　②６月７日　③９月６日　④１１月１５日　次回⑤２月７日　⑥３月２日
■選挙管理委員会　①５月 ２日　次回②１月２４日（オンライン）
■評議員会　　４月２７日（書面開催）
■第５６回定期大会・第５１回管理職員研修会（クレーム対応の基礎）５月２７日
■全管協定期大会（大阪）　６月　４日　■全管協代表者会②・中央要請活動９月１１日
■全管協役員研修会（大阪）１０月２１日　次回■全管協代表者会③・中央要請活動１月２２日
■教頭研修会　　７月　８日（校長任用審査対策）
■夏季研修会　　７月２５日「ライフプランセミナー」（退職後の生活設計）
■県教育委員会要望①７月１０日　②１０月１１日　次回③１月１６日
■県人事委員会要望　７月１１日
■県議会議長要望　１０月２７日（署名活動等による要望）
■退職後の雇用拡大等地教委要望　９月～１２月（１３支部２４市町村教委）
■支部研修会　板野支部　(5/10)　那賀支部　(8/7 中止)　阿南支部（8/１０）
　　吉野川支部(8/19)　小松島支部(11/22)　阿波支部（12/15)
　　予定　三好支部（1/19)　海部支部　(1/26)　徳・東支部(1/31 オンライン)
■観劇ツアー　　１２月１０日（梅田芸術劇場「ミュージカル天使にラブ・ソングを」）

徳島県　学校職員の定年延長への対応について

令和４年度県教委教職員課の資料に基づき徳管協が作成

１　基本方針

令和３年６月の地方公務員法の一部改正における，「能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ，次の世代にその知識，技術，経験などを継承する」，「組織の新陳代謝を確保し，組織活力を維持する」等の改正趣旨を十分に踏まえ，本県学校職員についても原則として一般職に属する地方公務員と同様の対応をすることとする。

２　学校職員の定年延長への対応

（１）定年年齢の段階的引上げ

○定年年齢を段階的に引き上げて６５歳とする。

	R5 年度～R6 年度	R7年度～R8年度	R9年度～R10 年度	R11 年度～R12 年度	R13 年度～
定　年	６１歳	６２歳	６３歳	６４歳	６５歳
対象者	S38 年度生まれ	S39 年度生まれ	S40 年度生まれ	S41 年度生まれ	S42 年度生まれ～

（２）役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）

○役職定年制を導入し，役職定年年齢は６０歳とする。

- 役職定年が適用される職　→　管理職手当が支給される職（校長，副校長，教頭，県立事務課長）
- 役職定年後　→　本人の希望を踏まえつつ「主幹教諭」又は「指導教諭」への降任を基本
- 定年延長により常勤職員として勤務（役職定年・給料月額７割措置）

※定年延長制に伴い令和６年度より再任用管理職制度は廃止

○「役職定年」の特例

- 後任の補充が困難な場合等において，地方公務員法上役職定年制の特例として認められる「特定管理監督職群」に「校長，副校長，教頭」の職を定める。

◎「特定管理監督職群」とは・・・・・

> 職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職にあって，これらの欠員を容易に補充することができない年齢構成上その他特別の事情がある管理監督職として，人事委員会規則で定める管理監督職

◎具体的運用の概要（※詳細は任用に係る要項等にて周知）

- **退職等による管理職の欠員を容易に補充できない場合にのみ任用**
- **面接等による審査を実施**
- **人事異動により，「校長，副校長，教頭」のいずれかに転任又は降任**
- **１００分の７０の給与特例を適用（国家公務員の特定管理監督職群に属する職員に準じた措置）**
  ※令和６年度は「特定管理監督職群の特例任用」実施なし

（３）定年前再任用短時間勤務制度・暫定再任用制度

	対　象　者	勤務形態	募集について
定年前再任用短時間勤務職員	60 歳に達し自身の定年年齢に達していない者	短時間のみ	完成（R13）後も継続
暫定再任用職員	自身の定年年齢に達した者	フルタイム 短時間	完成（R13）後は廃止

※「職務内容」，「再任用を行う日及び任期の末日」，「再任用された場合の給与」，「一週間当たりの勤務時間」等は，募集要項等に記載するが，詳細が決まり次第周知していく。